





平成17年9月6日 (火) 第 1,707 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.jp/

## 目 次

告 示				
保安林の指定施業要件の変更	(森 村	整	備 課	) 1
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(水	産	課	) 1
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(	"		) 2
道路の区域の変更	(道路	3 維	持 課	) 2
道路の供用開始	(	"		) 3
島根県立都市公園の知事が定める期間及び使用料の額の一部改正	(都市	5 計	画課	) 4
島根県立都市公園の公園施設を設置し、又は管理する者が営業行為を行う場合の	(	"		) 4
使用料の額の一部改正				
公 告				
グロー放電発光分光分析装置の調達に係る一般競争入札の実施	(産業	€振	興 課	) 4
開発行為に関する工事の完了	(都市	5 計	画課	) 6
人委規則				
島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定				6
める規則の一部を改正する規則				
				:

告	示

#### 島根県告示第947号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年9月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産 省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。

昭和52年5月10日農林省告示第472号

- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び弥栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第948号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱(平成13年島根県告示第268号)の一部を次のように改正する。

平成17年9月6日

島根県知事 澄 田 信 義

Г	年1.5%以内
	年1.5%以内
	年1.5%以内
別表中	年1.5%以内
別衣甲	年1.5%以内
	年1.5%以内
	年1.5%以内
	年1.5%以内

Γ	
	年1.6%以内
	年1.6%以内
	年1.6%以内
<del>_</del>	年1.6%以内
を	年1.6%以内
	年1.6%以内
	年1.6%以内
	年1.6%以内

に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成17年9月6日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成17年8月18日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

## 島根県告示第949号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱(平成13年島根県告示第269号)の一部を次のように改正する。 平成17年9月6日

島根県知事 澄 田 信 義

第5条第2号中「1.5パーセント」を「1.6パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成17年9月6日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成17年8月18日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

#### 島根県告示第950号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。 その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年9月6日

島根県知事 澄 田 信 義

)# Eb =		道 路	0	区域		管轄する地									
道路の 種 類	路線名	区間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	方機関の名称	備考								
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	安来伯太日	安来市伯太町西母里	前	メートル 7.00~ 17.50	メートル 209.40		道路改良工事								
県道	南線	1621番1地先から同1617番1地先まで	後	12.80 ~ 24.50	209.40		拡幅								
"	业之位于4	安来市吉佐町字金井谷 1192番1地先から同町	前	5.00 ~ 15.00	424.60	·	が江十十分	が江十大建	△松汀十末建	- 松汀十木建	- 松汀土木建	. 松江十 <b>木</b> 建	₩╌┸┼╁╬	が江十木建	道路改良工事
"	米子伯太線	字久スス谷1200番 1 地 先まで	後	10.00 ~ 50.80	421.60	築事務所広 瀬土木事業	拡幅								
		安来市吉佐町字殿屋	A	4.00 ~ 7.00	1,040.00	所	РЛ	ダブルウェイ解 消							
"	II .	746番 2 地先から同町 字竹原627番 2 地先まで	前 B	11.00 ~ 42.00	1,022.00		左記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区								
		C	後 B	11.00 ~ 42.00	1,022.00		分をいう。 市道移管								
"	松江木次線	雲南市大東町飯田96番 6 地先から同768番 5	前	11.00 ~ 34.00	165.00	木次土木建	交通安全工事及 び仮設道設置								
"	松江不沃緑	地先まで	後	12.00 ~ 49.00	178.00	築事務所	拡幅								
"	黒沢安城浜	浜田市河内町1896番 2	前	15.50 ~ 21.00	78.40	浜田土木建	不用物件発生								
"	田線	地名   地名   地名   地名   地名   地名   地名   地名	78.40	築事務所	減幅 市道移管										
	<u> </u>	鹿足郡六日市町大字蔵 木字五反114番2地先	前	7.50 ~ 12.00	47.50	益田土木建 築事務所津	道路改良工事								
"	六日市錦線	から同大字字大木原 1987番地先まで	後	7.50 ~ 20.50	47.50	和野土木事 業所	側道橋架設に伴う拡幅								

## 島根県告示第951号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 2 項の規定に基づき告示する。 その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年9月6日

島根県知事 澄 田 信 義

道 種	各の類	路線名	供用開始の区間	延	長	供用開始 年 月 日	管轄する地 方機関の名 称	備	考
県	道	安来伯太日 南線	安来市伯太町西母里1621番 1 地先から同 1617番 1 地先まで		- トル 209.40	平成17年 9月6日	松江土木建 築事務所広		

"	米子伯太線	安来市吉佐町字金井谷1192番 1 地先から 同町字細田平ラ1197番 1 地先まで	120.00	11	瀬土木事業 所	
"	六日市錦線	鹿足郡六日市町大字蔵木字五反114番 2 地先から同大字字大木原1987番地先まで	47.50	11	益田土木建 築事務所津 和野土木事 業所	

#### 島根県告示第952号

島根県立都市公園の知事が定める期間及び使用料の額(昭和49年島根県告示第421号)の一部を次のように改正し、平成17年9月6日から施行する。

平成17年9月6日

島根県知事 澄 田 信 義

「別表第4」を「別表第3」に改め、1の項中「第4条第1項第1号」を「第3条第1項第1号」に改め、2の項中「第4条第1項第2号」を「第3条第1項第2号」に改める。

#### 島根県告示第953号

島根県立都市公園の公園施設を設置し、又は管理する者が営業行為を行う場合の使用料の額(平成8年島根県告示第338号)の一部を次のように改正し、平成17年9月6日から施行する。

平成17年9月6日

島根県知事 澄 田 信 義

「別表第2」を「別表第1」に改める。

公口口
-----

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

平成17年9月6日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 1 調達内容

- (1) 購入物品等の名称及び数量 グロー放電発光分光分析装置 一式
- (2) 調達案件の仕様書等 入札説明書による。
- (3) 納入期限

平成17年12月28日

(4) 納入場所

島根県松江市北陵町1番地 次世代技術研究開発センター

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書

に記載すること。

#### 2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第60条の3各号に掲げる要件を備えた者であること。
- (4) 平成16年9月10日付け島根県告示第878号(平成17年及び平成18年に島根県において発注する物品の製造の請負、 売買及び借入に係る競争入札の参加資格等)により資格を認定され、営業種目大分類「4 機械器具類」中分類「(3) 理化学機器」においてA等級又はB等級に格付けされた者であること。

なお、同告示による資格審査を受けていない者にあっては、直ちに同告示 2 の規定に基づき資格審査の申請手続を 行うこと。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁2階

島根県商工労働部産業振興課 担当 槇原

電話 0852 - 22 - 5293 ファクシミリ 0852 - 22 - 6080

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

平成17年9月6日(火)から平成17年9月12日(月)まで(閉庁日を除く。)の間、上記(1)の場所において交付する

交付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札書の受領期限

平成17年9月21日(水)午前11時

なお、持参以外の提出方法は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

日時 平成17年9月22日(木)午後1時30分から

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第1会議室

#### 4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。

ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

- ア この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならないが、入札参加資格を 有することを確認する書類については、入札書の提出に先立ってあらかじめ提出するものとする。
- イ 上記の場合、入札者は、開札日時までの間において島根県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否 要する。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成17年9月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

出雲市西林木町43番1 外2筆

面積 3,031.91平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

出雲市白枝町1056番地17

吉川 毅

吉川 輝美

# 人事委員会規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成17年9月6日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第17号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年島根県人事委員会 規則第23号)の一部を次のように改正する。

四丰祭59市	町長部局	課長	主査	総務課長補佐	総務係長	財政係長	<b>±</b>
別表第52中	教育委員会事務局	教育長	課長	<b>室</b> 長			₹

г							_
	町長部局	課長	総務課長補佐	財政課長補佐	総務管理係長	財政係長	1-35 おって
	教育委員会事務局	教育長	長 課長				に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。